

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	日赤奉仕団講習会補助金
補助事業等の目標	奉仕団の充実強化と人命尊重のため、救急法・家庭看護法・水上安全法・幼児安全法・AED（自動体外式除細動器）の使用方法等安全技術の普及を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市赤十字奉仕団
補助対象経費	救急法・家庭看護法・水上安全法・幼児安全法・AED（自動体外式除細動器）の使用方法等の講習会に要した経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、24,000 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 事業費 300 万の概ね 1%令和 2 年度 より（年額）24,000 円（それ以前 27,000 円）
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 奉仕団の充実強化と人命尊重のため、継続して補助する事が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 社会係

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正（令和 2 年 4 月 1 日 施行）

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正（令和 3 年 11 月 9 日 施行）